

令和5年度 山口県肥料価格高騰対策支援事業助成要領

山口県農業協同組合中央会
令和5年8月16日

第1条 目的

燃油価格や生産資材費の高騰により、厳しい経営環境にある農業者に対し、経営費用の一部を緊急的に支援することで経営の安定と継続を図るものとする。
本要領は、本事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2条 事業実施期間および助成対象期間

- 1 本事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- 2 本事業の助成対象期間は、令和5年4月1日から令和5年10月31日までとする。

第3条 事業内容

農業者が、令和5年度に購入し使用する肥料の価格高騰分の一部に対し助成を行う。

第4条 支援対象者および支援機関

- 1 支援対象者
10a以上（施設花きは2a以上）の経営耕地面積を有し、肥料を購入した農業者
- 2 支援機関
山口県農業協同組合（以下、「JA」）、山口県地域農業戦略推進協議会（以下、「県戦略協」）、地域農業再生協議会（以下、「地域再生協」）とする。

第5条 助成要件等

山口県農業協同組合中央会（以下、「中央会」という）代表理事会長（以下、「会長」という）は、以下の要件を全て満たす場合に、該当する取組を実施した支援対象者に対し、予算の範囲内で助成を行う。

- 1 支援対象経費
令和5年度に購入し、使用する肥料の価格高騰相当分の一部
- 2 要件等
 - (1) 県内に住所を有し（法人にあっては主たる事務所を県内に有する者）、県内で作物の生産を行い、かつ堆肥の利用などにより化学肥料の使用量低減に取り組む農業者
 - (2) 事業対象年度に販売を目的に作付けされ、購入した肥料を使用する作物を対象とする。
- 3 助成額
助成額は、作付面積に応じて以下のとおりとし、支援対象者への当該助成金の交付に要する振込手数料は申請者が負担するものとする。
 - (1) 水稲、大豆、麦等
土地利用型作物 1,000円／10a (10a以上を対象とし、10a単位で算出)
 - (2) 野菜・果樹等 2,000円／10a (10a以上を対象とし、10a単位で算出)
 - (3) 施設花き 5,000円／10a (2a以上を対象とし、1a単位で算出)

4 助成金の返還

助成金の交付を受けた申請者（以下、「交付対象者」という）が会長に提出した書類に虚偽の記載があった場合は、交付を受けた助成金の全額を返還するものとする。

第6条 事業の申請手続き等

- 1 支援対象者が、本事業で助成を受けようとするときは、別紙様式第1号により申請兼助成金請求書（以下「申請書」という）を作成し、別に会長が定める期間内に会長に提出するものとする。
ただし、申請回数は、1支援対象者1回を上限とする。
- 2 会長は、1の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、助成金を交付することが適當と認めるときは、予算の範囲内において、助成金の交付を決定し、その旨を1の申請者へ通知する。

第7条 事業の実施手続き等

- 1 別に定める令和5年度 山口県肥料価格高騰対策支援事業助成細則による。
- 2 中央会は必要に応じ支援機関に以下の業務を委託することができるものとする。
 - (1) 事業全般にかかる相談および申請支援に関する業務
 - (2) 交付申請書の受付・確認、保存に関する業務
 - (3) 支援対象者への通知に関する業務
 - (4) 助成金の支払いに関する業務
- 3 中央会は必要に応じ事業主体にかかわる業務を指定の業者に委託できるものとする。

第8条 事業の推進

- 1 中央会は、支援機関と連携を密にし、適切かつ効果的に事業を実施するものとする。
- 2 中央会及び支援機関は、事業の支援対象者に関する情報を相互に共有することができるものとする。

第9条 事業の実績報告

中央会は、山口県農業協同組合中央会理事会（以下、「理事会」という）において、適宜事業報告を行う。
事業が完了したときには、理事会および知事に報告するものとする。

第10条 適正な経理等の実施

交付対象者および支援機関は、本事業に係る経理について帳簿を整備の上、その証拠書類等を帳簿とともに5年間は整理・保管するものとする。
また、本要領に定めるほか、会長の求めに応じ、取組状況等に関する調査に協力するものとし、取組状況等の確認に必要な書類を提出するものとする。

第11条 その他

中央会は、この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については別に定めることができる。

附 則 この要領は、令和5年8月16日より施行する。